

令和元年度 臨時幹事会資料

実施日時：2019年5月19日（日）
於 東京理科大学神楽坂キャンパス

議題：埼玉大学の8年生出場に対する措置

議長：仲谷 航太（明治大学・関東理事長）

謝辞

この度は急な開催にも関わらずご参加いただき、誠にありがとうございます。勝手な申し出によって集合時刻を早く設けてお忙しい皆様の時間を削ぐことになってしまい、誠に申し訳ありません。

本臨時幹事会は、幹事代理の方の出席と、各大学の将棋部員の方の臨時幹事会の傍聴を認めます。ただし、傍聴される方には発言権と議決権はありませんのでご注意ください。

目次

1. 議事次第等
2. 事案の説明
3. 関係規約等

1. 議事次第等

- ① 関東理事長挨拶
- ② 関東理事会から今回の事案について説明
- ③ 埼玉大学及び中央大学の幹事様より、事実の確認と、それに関する主張
- ④ 会場からの意見
- ⑤ 採決

出席、発言、投票等に関するルール

- ・ 団体戦に参加されている連盟加盟校の幹事様には出席をお願いいたします。
- ・ 発言は挙手制をお願いいたします。
- ・ 採決の際には、幹事様お一人につき一票の投票をお願いいたします。
- ・ なお、当事校である B2 級に属する大学の幹事の方は発言権は持ちますが、議決権は持たないこととします。

2.事案の説明

団体戦前に、関東理事会が埼玉大学将棋部様（以下、埼大）から埼大8年生の出場の是非について問い合わせを受け、関係する規約を参照いたしました。その結果、

(1 A) 8年生の出場は関東規約及び関東内規には抵触しないとの結論に至りました。

この結論をもとに、関東理事会は、全日本学生将棋連盟（以下、全日）へ関係する規約の解釈等について確認することなしに、埼大へ8年生の出場を認める旨の連絡を行いました。

団体戦2日目の終了後、中央大学棋道会将棋部の代表者様（以下、中央大代表者）より

- (1 B)** 3 R四将戦において埼大8年生が対局したこと
- (2 B)** 埼大が関東理事会の承認のもと8年生を出場させたことを把握したこと
- (3 B)** 当該出場は全日本学生将棋連盟規約（以下、全日規約）4条に違反していること
- (4 B)** 関東理事の判断は全日規約30条に違反していること
- (5 B)** 両校の対戦結果の正当性には疑問が残るので何らかの対応策を求めることを伺いました。

この件について関東理事会で議論し全日に規約解釈について問い合わせた上で、中央大代表者へ、

- (1 C)** 関東規約に不備があり、8年生の出場を禁止することができないこと
- (2 C)** そのため、当該出場に関して罰則を科すことはできないこと
- (3 C)** 関東理事会は、全日規約4条について、当該学生は参加資格を有しないものの、「参加資格の無い者は、全日本学生将棋連盟主催の棋戦に出場できない」との条文からは、全日本学生将棋連盟の規約が各地区連盟主催の大会にも適用され参加資格を満たさない者の出場を禁じることができるとは判断できないとの立場に立つこと
- (4 C)** この点について全日に問い合わせたところ、非公式な見解としては全日の規定には各地区連盟主催の大会への参加資格を定めたものが存在しない、正式な回答は5月31日の理事会で得られるとのこと
- (5 C)** 関東理事会としては速やかに結論を出す必要から、全日の非公式な結論を参考に**(1 C)**、**(2 C)**、**(3 C)**の結論を下したこと
- (6 C)** 全日の理事会で前述の非公式な見解が覆ったとしても、団体戦の結果を変更する等の措置は取らないこと
- (7 C)** 本件において、全日への規約解釈の確認を怠り、理事内で十分な議論を経ずに8年生の出場を認めたことと規約の不備を放置していたことは本連盟の責任であり、深く陳謝の意を申し上げること
- (8 C)** 規約改正と全日との連携強化による再発防止に努めることを返答いたしました。

それを受けて、中央大代表者より、

(1 D) 全日への問い合わせについて、非公式な見解は話し合いによって下されたものか、それとも、個人の下したものか、個人の場合その人物はだれか

(2 D) 東北大学将棋連盟様の掲示板における2014年3月25日12時22分4秒の書き込みから、平成25年度冬季理事会において“7回生以上の大会参加資格は個人戦団体戦ともに認めない”という規則での統一が決定したことがうかがえるがその規則が関東地区では適用されているのか
とのご質問を頂きました。

これに対して、

(1 E) 個人の名前は挙げられないものの、全日の方の意見を参考にさせていただいたこと

(2 E) 平成26年度の関東大学将棋連盟春季幹事会において、全日の規約改訂に対応し、参加資格について各大学の幹事様にお伝えしていたことが確認されたこと

(3 E) しかし、その規定を関東規約に反映させることなく長年留めていたために今回の一件を生じさせることになってしまったことを深くお詫び申し上げますこと

(4 E) 規約改正と全日との連携強化による再発防止に努めること

(5 E) ご不便とご迷惑をおかけしたことへの謝罪を申し上げます。

中央大代表者からの返答は、

(1 F) 理事会に出場を認められている以上、埼大へのペナルティがないことについては納得しようとしていること

(2 F) 中央大学のみが不利益を被る形になっていることは甚だ受け入れられず、2009年春季団体戦の例から、救済措置として今季のB2級は3校昇級が望ましいのではないかとのことでした。

こうした措置に対し、関東理事会としては以下のように考えておりました。

(1 G) 埼大8年生の出場について当理事会が正当であると認めざるを得ない時点で、埼大の対戦は関東規約の範囲内で行われたものであるから、何らかの措置を講じることは難しいのではないかと。

以上のことを関東理事会で議論していましたところ、

(2 G) 今回は理事側に過失が存在するため、理事が判断を下すのではなく、2017年春季団体戦のように、臨時幹事会を開催して関東大学将棋連盟に所属する幹事全体に判断を仰ぐべきである

という意見が出て、関東理事会でもそのようにするのが最善であるとの合意に達して本幹事会を開かせていただきました。

3.関係規約等

関東規約 (<http://kantoshogi.web.fc2.com/kiyaku/kiyaku.htm>)

関東規約第四条：

本連盟の構成単位は、幹事会において認められた関東地方に存する（山梨県を含む）各大学とする。

関東規約第三十一条：

本連盟主催の棋戦については、別に定める内規に従わなければならない。

関東規約第三十二条：

本連盟は、全日本学生将棋連盟の構成員である。

関東内規 (<http://kantoshogi.web.fc2.com/kiyaku/naiki.htm>)

関東内規《対局規定》（12）：

参加資格は各棋戦において特別な記載がある場合を除き、関東地区に存する（山梨県を含む）大学の在学生とする（ただし休学生等を除く）。大学院生は認めない。

関東内規《棋戦細則》（2）関東大学将棋団体戦（団体戦）ハ：

参加資格は、本連盟に正式加盟もしくは仮加盟している大学である。ただし、《対局規定》（12）で定められた者以外は出場できない。日程会場は、理事会が決定する。

関東内規《棋戦細則》（2）関東大学将棋団体戦（団体戦）ヘ：

メンバー登録は、ランキング制を採用し、登録人数は十四人以内とする。出場メンバーは、登録メンバーから選び常に登録配列順番を守る。また、出場メンバーの呼称は、大将、副将、三将以下数字将とする。なお、メンバー登録に誤りがあり、対局直後にそれが判明した場合、誤った部分を違反負けとされる場合もある。メンバー表交換の際、上位を不戦敗にすることはできない。メンバー表は、すみやかに交換することが望ましい。

関東内規《棋戦細則》（2）関東大学将棋団体戦（団体戦）リ：

次期団体戦のクラスは、次のように編成し変える。

- ・各クラスにおける順位は前回の成績により決定される。
- ・クラス優勝校・準優勝校は、上位クラスの七位、八位にそれぞれ編入される。
- ・クラス七位、八位校は、下位クラスの一位、二位にそれぞれ編入される。
- ・クラス三位～六位校は次期も同クラス内でランクされる。
- ・なお、従来行なわれていた入替戦による昇級・降級及び順位の変更等は原則として一切行なわないものとする。

関東内規《棋戦細則》(2) 関東大学将棋団体戦(団体戦)又:

故意の不正があった場合、不正を犯した大学の当該期における全対局を没収試合とし、原則として次期の団体戦は出場停止処分とする。一期出場停止となった場合、復帰時のクラスは元のクラスより二つ下がることになる。

全日規約 (<http://gakureنشogi.web.fc2.com/agreement.html>)

全日規約第一章4:

(1) 本連盟の構成は、次の各地区連盟によってなされる。

北海道学生将棋連盟

東北学生将棋連盟

関東学生将棋連盟

中部学生将棋連盟

北信越学生将棋連盟

関西学生将棋連盟

中四国学生将棋連盟

全九州学生将棋連盟

(2) 本連盟の参加資格は、大学及び高等専門学校、専修学校の在學生とする。但し、大学院生、大学に七年以上在籍している者、十八歳に満たない者及び予備校生は、これを認めない。

但し、不可抗力による休学や留学等の正当と思われる事由により七年以上大学に在籍している者は、所属する地区連盟の代表による承認があれば参加資格の付与を代表委員会に請求できるものとする。その者は、代表委員会による承認があれば当該年度の参加資格を付与されるが、その際に事由を証明する文書或いはそのコピーの提示を求められた場合はこれに応じなければならない。

なお、参加資格の無い者は、全日本学生将棋連盟主催の棋戦に出場できない。

全日規約第三章29:

各地区の連盟は、全日本学生将棋連盟を構成するひとつの大きな単位であり、各地区連盟は、相互に協力し学生将棋を発展させていくこととする。

全日規約第三章30:

各地区連盟は、本連盟の規約(内規を含む)及び代表委員会の決議に従わなければならない。

平成21年度関東大学将棋連盟秋季幹事会における決定事項(訂正版)(抜粋)

(<http://kantoshogi.web.fc2.com/print/21akanjikaip.pdf>)

上智大学の不正に関する臨時幹事会における決定事項

- ・上智大学の秋季団体戦への参加を認める
- ・上智大学の開始時の勝点をマイナス 2 点とする
- ・春季に決まっていたオーダー表に記入できる人数の制限は取り消す
- ・埼玉大学は 7 位残留とする
- ・今季の A 級は 9 校（降級 3 校）、B 1 級は 7 校（昇級 2 校、降級 2 校）で行う。

平成 2 6 年度関東大学将棋連盟春季幹事会資料

(<http://kantoshogi.web.fc2.com/print/26skanjikai.pdf>)

議題 4 「全日本学生将棋連盟の規定改定」:

全日本学生将棋連盟の規定が改訂され、大学七回生以上の者の参加資格が認められないこととなりました。ただし、休学や留学等の正当な理由により、7 年以上大学に在籍していながら六回生以下である場合は、それを証明する文書を提出することで参加資格が認められることとなりました。

このため、全日本学生将棋連盟主催大会の代表を選抜する際に、学年などを確認させていただく場合がありますので、ご協力お願いします。

平成 2 9 年度関東大学将棋連盟秋季幹事会資料 (□内改変)

(<http://kantoshogi.web.fc2.com/print/29skanjikai.pdf>)

【議題 3 春季団体戦での規約違反】

春季団体戦にて休学者を出場させた大学に対して出場した該当局のみ 0 - 7 とすることになったが全日本学生将棋連盟理事会においてこれ以降、同じことが起こった場合、全対局 0 - 7 とすることに決まった。又、悪質であると認められた場合、無期限の出場禁止とする。又、電通大の[該当選手]については半期の出場停止とする。